

第36回（平成29年4月21日）

○福浦総務課長 それでは、定刻となりましたので、会議を始めます。

本日は全委員が御出席でございます。

それでは、以後の会議の進行につきましては、堀部委員長にお願いいたします。

○堀部委員長 ただいまから、第36回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は3つです。

議題1「公的年金業務等に関する事務全項目評価書について」です。

まず、大塚調査官から説明をお願いします。

○大塚調査官 「公的年金業務等に関する事務全項目評価書」につきましては、4月10日に開催されました第35回委員会において、厚生労働省及び日本年金機構の職員に出席いただき、概要を説明いただいたところです。

本日は、この全項目評価書について承認するかどうかを審査いただくものです。

それでは、評価指針に定める審査の観点等に基づいた、評価書の指針への適合性、妥当性について、事務局の精査結果の主な内容を説明させていただきます。

○堀部委員長 それでは、お願いします。

○事務局 資料1に基づきまして、審査表の説明をいたします。

審査表の1ページをめくると目次がありますが、こちらの「全体的な事項」では、評価実施手続を適切に行っているか、特定個人情報を扱う事務の流れやシステムを具体的に記載しているかどうか、また、「公的年金業務等に関するシステム関連ファイル」では、入手・使用、保管・消去等、特定個人情報ファイルの取扱いの場面やそのリスク対策について適切に記載しているかを審査し、いずれも「問題は認められない」または「該当なし」としています。

次の「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」の審査については、10ページをご覧ください。1点目の「主な考慮事項（細目）」の74番では、事業主等や市区町村から電子媒体で特定個人情報を入手する際に、情報漏えいが発生しないように講じている措置について具体的に記載されているかなどの観点で審査し、「問題は認められない」としています。所見としては、事業主等が提出する電子媒体は、情報の暗号化を行った上で提出することを推奨していること、市区町村が提出する電子媒体は、情報の暗号化を行った上で提出されること、電子媒体が提出された際は、管理簿に記載し、鍵付きの保管庫で保管・管理すること等が具体的に記載されているとしています。

2点目の75番では、権限のない者が、特定個人情報を保有するシステムを不正に使用しないように講じている措置が具体的に記載されているかなどの観点で審査し、「問題は認められない」としています。所見としては、アクセス権限が必要となった利用者に対して、事務に必要な業務権限を確認し、必要なアクセス権限のみを付与すること、職員の退職により不要となったユーザーID及び生体認証は速やかに失効すること等が具体的に記載されているとしています。

3点目の76番では、委託先に対して、特定個人情報を適切に取り扱わせるために講じている措置が具体的に記載されているかなどの観点で審査し、「問題は認められない」としています。所見としては、委託契約書において個人情報保護に関する体制の整備を求めること、特定個人情報にアクセスできる者を必要最小限に特定すること、特定個人情報ファイルへのアクセス記録を取得し、委託業務以外の作業を実施していないか確認すること等が具体的に記載されているとしています。

4点目の77番では、特定個人情報の利用記録の確認及び自己点検・監査、従業員に対する教育・啓発について具体的に記載されているかなどの観点で審査し、「問題は認められない」としています。所見としては、部署ごとに所属する職員の利用記録を処理結果として作成し、管理者が確認すること、毎月、日本年金機構全職員に対して自己点検を行わせ、点検結果を個人情報保護管理責任者に提出させること、計画的に監査を行い、確認を行っていること、職員に対し、毎年度個人情報保護研修の受講を義務付けていること等が具体的に記載されているとしています。

なお、前回の委員会で厚生労働省に御質問いただきました、年金事務所などの各拠点を対象に行う監査の実施体制については、現在は90名程度の人員で監査部を構成しており、また、1年に1度必ず各拠点の監査を行うとともに、フォローアップ監査を行うなど、監査内容の充実を行ったとの回答をいただきましたので、報告させていただきます。

続いて、11ページ上段の【総評】をご覧ください。これまでの主な考慮事項において、いずれの審査結果も「問題は認められない」または「該当なし」ということでしたので、総評として次の3点を記載しております。

(1) 事務の内容や流れが具体的に記載されていること。(2) 特定個人情報ファイルの取扱いのリスク及びリスク対策等が具体的に記載されていること。(3) 評価実施機関に特有の問題のある、特定個人情報を入手する際に用いる電子媒体のリスク対策、アクセス権限の管理、特定個人情報の取扱いの委託及び利用記録の確認方法等に係るリスク及びリスク対策についても具体的に記載されていること。それぞれ特段の問題は認められないとしております。

続いて、下段の【個人情報保護委員会による審査記載事項】をご覧ください。審査記載事項の案としまして、4点記載しております。

1点目として、リスク対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること、特に電子媒体やアクセス権限の管理については、各拠点においても適切な管理を確実に実行することが重要であること。2点目として、特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策については、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること。3点目として、職員への教育・研修は実務に即して実施するとともに、厚生労働省及び日本年金機構本部が各拠点の実態を十分に把握した上で、実効性のある自己点検・監査を実施することが重要であること。4点目として、情報漏えい等に対するリスク対策については、評価書に記載されているとおり確実に実行するとともに、不断の見直し・

検討を行うことが重要であること。また、見直しの際には、厚生労働省及び日本年金機構本部が各拠点の実態を十分に把握した上で、より実効性のあるリスク対策を講じることが重要であることを記載しております。

説明は以上となります。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

熊澤委員、どうぞ。

○熊澤委員 私から意見を述べさせていただきます。御説明ありがとうございます。

日本年金機構では、年金事務所など350を超える拠点において、ほぼ職員の全員に近い方が膨大な特定個人情報を取り扱うこととなりますので、今後も様々な場面において、そのリスクを重く考えていかなければいけないと思っています。

昨年度の立入検査においても、各拠点における電子媒体の適切な管理などが課題として挙げられました。その後、改善をしていただきましたが、引き続き各拠点の実態を十分に把握した上で、更なる体制整備に取り組むよう、厚生労働省、日本年金機構にお伝えいただきたいと思います。また、自己点検や監査が重要であることは既に認識されていると思いますが、これを実効性のあるものにするため、更なる工夫、対応に取り組むよう、お伝えいただきたいと思います。

今回の3次評価書の審査をもって一区切りになるかと思いますが、今回の審査は日本年金機構にとって、やっとスタートラインに立ったという状況だと思います。むしろこれから本番で、リスク対策という、非常に重要な取組を続けていかなければいけないと考えています。

今後、委員会としても、その取組を注視して、サポートをしっかりとやっていかなければいけないと考えています。

私からは、以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。加藤委員、お願いします。

○加藤委員 熊澤委員と同じような意見ですが、やはり日本年金機構に対する国民の注目度が非常に高いということがあり、とりわけリスクに対する問題意識を、これからも十分に持っていただきたいと考えています。

リスク対策については、評価書の承認後も引き続き見直し・検討を行うことで、今後、より良い体制整備に努めていただきたいと思ひますし、審査表の審査記載事項の中にも、そのような形で書かせていただいています。

今後、見直しに当たっては、監査など、ここは本当に強調すべきことだと思いますが、実際に作業を行う各拠点の実態を十分に把握した上で、より実効性のあるリスク対策を講じていただきたいと思ひます。これについては、厚生労働省、日本年金機構にぜひお伝えいただきたいと思ひます。

以上でございます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

ただいまの発言は、御要望として受け止めさせていただきます。それを踏まえまして、この評価書を承認することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○堀部委員長 ありがとうございます。

それでは「公的年金業務等に関する事務全項目評価書」を承認することとします。

事務局においては、本日の承認を踏まえて、評価実施機関が全項目評価書を適切に公表できるように、引き続き必要な手続を進めてください。

○大塚調査官 厚生労働大臣に対しまして、承認された旨及び承認後の評価書に記載すべき委員会の審査結果と、委員会での御議論の内容について通知することとします。

○堀部委員長 よろしくお願います。ありがとうございます。

次は、議題2「『事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応についての一部を改正する件(告示案)』に関する意見募集の結果について」につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局 私から、委員会の告示である「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について一部を改正する件(告示案)」に関して、意見募集の結果について御報告させていただきます。

資料については、2-1から2-3となっております。資料2-1については結果報告の案となっております。後ろに横書きの別紙がついております。資料2-2は改め文でして、資料2-3は新旧対照表となっております。

まず、資料2-1をご覧ください。先日、第31回の委員会にお諮りした告示の改正案についてパブリックコメントを実施したところ、2の個人から延べ4件の御意見が寄せられました。当委員会の考え方について別紙のとおりまとめましたので、別紙をご覧ください。4件いずれも、告示のうち「個人情報保護委員会への報告を要しない場合について」に関する御意見となっております。

No. 1の意見をご覧ください。こちらについては、対象事業者を個人情報取扱事業者以外の事業者から従業員の数が100人以下の事業者に変更した点についての御意見となっております。具体的な事例を御意見として書かれており、例えば、従業員が100人以下の事業者が、顧客から4,000件の個人情報を保有し漏えいした場合は、報告義務はないのに罰が適用されるのかという御意見が寄せられております。こちらについては、右側に当委員会の考え方を記載しております。

御意見を見ますと、個人情報と特定個人情報を混同されているように見受けられましたので、まず、個人情報取扱事業者についての定義を記載した上で、個人番号を含まない個人情報が漏えい等をした場合については、別の告示としておりますというようなことを記

載しております。また、御意見の事例について当てはめを記載し、御意見の事例が特定個人情報指すという前提であれば「重大事態」に該当するので、委員会への報告義務を負っていること、直接罰はないけれども間接罰があることを記載しております。

続いて、2ページのNo. 2をご覧ください。こちらについては、対象事業者について、従業員の数が100人以下だけであると、名簿会社やソーシャルゲーム等を運営する会社において大規模漏えいが発生した場合も、委員会に報告されないのが不適切ではないかという御意見となっております。

この方についても、個人情報と特定個人情報を混同されているように見受けられましたので、右側に考え方としまして、番号法上、事業者が特定個人情報等を取り扱えるのは個人番号利用事務または個人番号関係事務の場合だけであって、名簿会社等であれば通常従業員及びその家族のもののみ取り扱うこととされているので、現状の案のとおりとしますとしております。

3つ目の御意見に関してですが、こちらは「実質的に外部に漏えいしていないと判断される場合」については注意を要するとして、詳細に意見が記載されております。こちらに関する考え方としましては、特定個人情報については、外部に漏えいしていないと判断される場合について、一時的に不特定多数の者が閲覧することができる状態にあったけれども、すぐに回収等を行ったため、第三者に閲覧されなかったことが確認できた場合等も想定しており、その趣旨が明確になるよう「実質的に」という文言を追加したということに記載しております。

続いて3ページ目をご覧ください。4つ目の意見ですけれども、こちらは事実関係の調査や再発防止策の決定に関して、有期の期限設定があるのが望ましいのではないかという御意見です。こちらに関しては、事案の内容等によって異なるので、一律に期間や定義を定めておりませんとした上で、なお書きとして、重大事態の場合は、直ちにその旨を報告するよう努めることとしておりますし、適切な対応がなされない場合は指導等を行うこととなりますとしております。

4つの意見に関する修正はございませんが、以前、お諮りした案から1点修正がございますので、資料2-3をご覧ください。2ページ目となります。左側の改正案についてご覧いただきたいのですが、「(2)個人情報保護委員会への報告を要しない場合」の対象事業者ですが、「従業員の数が100人以下の事業者（個人番号利用事務実施者を除く。）」としております。

以前にお諮りした案に関しては、委託に基づいて個人番号関係事務等を業務として行う事業者についてもこちらに記載していたのですが、そもそも特定個人情報が漏えいした場合は委託元が報告することになっているところ、委託先が報告するような定めとなっており、空振り規定のようになっておりましたので、今回を機に修正したいと考えております。

私からの説明については、以上となります。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

宮井委員、どうぞ。

○宮井委員 御説明ありがとうございます。

今回の意見募集で寄せられた御意見を見てみますと、そもそもマイナンバーを含まない個人情報漏えいした場合と混同しているようにも見受けられますので、まだまだこういった方が多いのではないかということが容易に推察されますので、この状況への対応として、委員会のホームページ等で今回の漏えい時の報告も含めて、番号法と個人情報保護法を比較できるようなコンテンツがあれば、より理解が進むのではないかと思います。

○堀部委員長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

他に御意見がありませんので、原案のとおり決定し、官報掲載等の手続を進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○堀部委員長 そのようにさせていただきます。ありがとうございます。改正内容ができるだけ早く知っていただく必要がありますので、準備が整い次第、委員会のホームページ等で変更点を示していきたいと思っております。よろしくお願いたします。

次に、議題3「その他」です。「国税関係（賦課・徴収）事務全項目評価書の公表について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 「国税関係（賦課・徴収）事務全項目評価書」につきましては、前回の委員会において御承認いただいたところです。承認の際に御決定いただいた個人情報保護委員会による審査欄への記載事項については、評価実施機関において評価書に反映していただいております。

今般、4月11日付けでマイナンバー保護評価Web及び国税庁のホームページにて評価書が公表され、全項目評価に必要な全ての手続が終了しましたので、御報告申し上げます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

何か御質問などがあればお願いします。これにつきましては、公表があったということの報告ですので、これでよろしいかと思います。どうもありがとうございました。

次に委員の渡航承認についてですが、手塚委員が5月中頃、委員会業務外で海外渡航されるとのことです。この海外渡航について、承認してよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○堀部委員長 特に御異議がありませんので、海外渡航については承認されました。ありがとうございます。

本日の議題は以上です。

本日の会議の資料につきましては、資料2については公布と同時に、その他の資料については、準備ができ次第委員会のホームページで公表したいと思っておりますが、よろしいでし

ようか。

(「はい」と声あり)

○堀部委員長 ありがとうございました。

本日の会議は閉会といたします。今後の予定につきまして、福浦総務課長から説明をお願いします。

○福浦総務課長 次回ですが、5月12日金曜日の10時半からこの会議室で行います。

本日の資料につきましては、ただいまの決定どおりに取り扱います。また、厚生労働大臣の全項目評価書が承認されましたので、前回会議の提出資料でありました評価書を公表いたします。

以上でございます。本日は、誠にありがとうございました。